

「接触操作型入力装置およびその電子部品」事件
(知財高判令和5年2月16日 令和4年(行ケ)第10012号¹)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性が争点となった事例。
- (2) 裁判所は、引用発明に周知技術1を適用することが容易であるとはいえないとして本件発明の進歩性を肯定した(特許庁審決の判断を支持)。

対象特許(特許第3852854号²)

【請求項1】

指先でなぞるように操作されるための所定の幅を有する連続したリング状に予め特定された軌跡上に連続してタッチ位置検出センサーが配置され、前記軌跡に沿って移動する接触点を一次元座標上の位置データとして検出するタッチ位置検知手段と、
接点のオンまたはオフを行うプッシュスイッチ手段とを有し、
前記タッチ位置検知手段におけるタッチ位置検出センサーが連続して配置される前記軌跡に沿って、前記プッシュスイッチ手段の接点が、前記連続して配置されるタッチ位置検出センサーとは別個に配置されているとともに、前記接点のオンまたはオフの状態が、前記タッチ位置検出センサーが検知しうる接触圧力よりも大きな力で保持されており、かつ、前記タッチ位置検知手段におけるタッチ位置検出センサーが連続して配置される前記軌跡上における前記タッチ位置検出センサーに対する接触圧力よりも大きな接触圧力での押下により、前記プッシュスイッチ手段の接点のオンまたはオフが行われることを特徴とする接触操作型入力装置。

引用発明(実開昭61-164547号³(甲1))との相違点

本件発明と引用発明との間で争点となった相違点(1-2)は、次表の通りである。

<p>本件発明</p>	<ul style="list-style-type: none">・プッシュスイッチ手段を有する。・プッシュスイッチ手段の接点が、タッチ位置検出センサーとは別個に配置されており、接点のオンオフ状態が、タッチ位置検出センサーが検知しうる接触圧力よりも大きな力で保持されている。・タッチ位置検出センサーに対する接触圧力よりも大きな接触圧力での押下により、プッシュスイッチ手段の接点のオンオフが行われる。	
<p>引用発明(甲1)</p>	<p>上記構成を有していない。</p>	

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5922

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2005-133824/383346EF0E569A7F9B05B4D5D27582CA4816A2A59A27DD4D21DBA1BDBC6C08B1/10/ja>

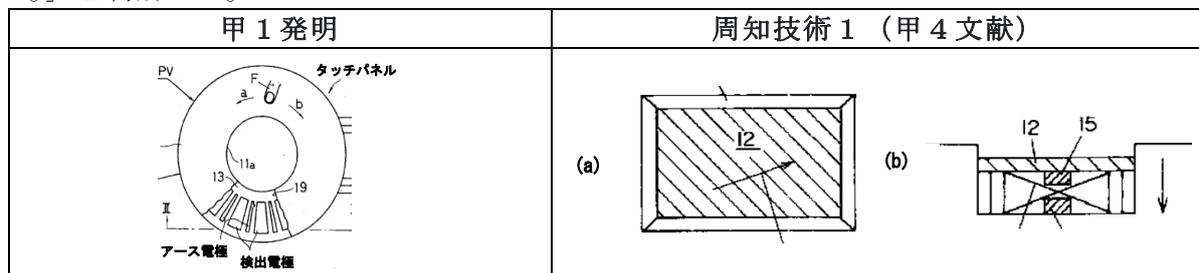
³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-S60-047970/0F770DBA87D71628B445ADE8124673859D8D7E92868BC76A4ADB55E08F064885/20/ja>

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、甲4文献（特開昭9-251347号）ないし甲9文献から、「接触点を一次元又は二次元座標上の位置データとして検出するタッチ位置検知手段（タッチパネル）の下にプッシュスイッチ手段を配置した構造」を周知技術1として認定した。

また、裁判所は、「甲1発明は、…各接触操作検出区分から出力されるタッチパネルとの構成を採用し、テープ駆動系に供給される制御信号を、特殊変速再生モード状態において磁気テープを所望の一方向に、所望の速度で走行させる制御を任意の時間だけ連続的に行えるようにしたもの」であり、「周知技術1は、…位置データを入力する装置に関する技術であって、タッチパネルとプッシュスイッチが協働して位置データを入力する機能を果たすもの」であると判断した。

そして、裁判所は、「磁気テープの走行方向や走行速度を制御するための甲1発明のタッチパネルと、走行方向や走行速度という要素を含まない位置データを入力する装置に関する周知技術1とは、制御する対象が異なるし、たとえ両者がタッチパネルという共通の構成を有するとしても、磁気テープの制御信号供給装置である甲1発明において、位置データを入力する装置に関するものである周知技術1を適用することが容易であるとはいえない。結局のところ、甲1発明に、周知技術1を適用できるとする原告らの主張は、実質的に異なる技術を上位概念化して適用しようとするものであり、相当でない。仮に、周知技術1を、タッチパネルによる選択をプッシュスイッチで確定して何らかの入力情報を生成する技術であると上位概念化して理解したとしても、甲1発明は、プッシュスイッチに割り当てるべき機能（選択を確定する機能）をそもそも有さないし、甲1文献には、…タッチパネルにより選択された走行方向や走行速度を確定する操作や、当該操作に対応するボタン等の構成は記載も示唆もないから、甲1発明に、周知技術1を適用する動機付けがない。」と判断した。



まとめ

裁判所は、甲1発明のタッチパネルと、周知技術1のタッチパネルとは、上位概念化すれば、接触操作により入力を行うための手段である点において共通するものの、操作の態様も、検出した位置データの使用形態も異なるため、実質的に別の技術分野に属するものであり、過大に上位概念化した上で組み合わせを試みることは許されないと判断した。

[特許・実用新案審査基準第III部第2章第2節\(2020.12\)](#)には、「周知技術」とは、その技術分野において一般的に知られている技術であると定義されている。審査官等によっては、主引例と周知技術とで共通する構成を都合よく抽出し、これらが同一の技術分野であることを前提として進歩性を否定する場合があります。このような場合に、本裁判例のような事例を参照し、周知技術の技術分野は主引例の技術分野と実質的に異なるものであり、審査官等の判断は妥当ではないと反論できる場合があると考えられる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、周知技術

[担当] 深見特許事務所 勝本 一誠

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。